

はじめに

～日頃から災害に対する「心がまえ」と「顔の見える関係」を！～

毎年のように、日本各地で地震や台風・これまでに経験のない局所的大雨や集中豪雨などによる被害が発生しています。

とりわけ、平成23年3月に発生した東日本大震災は、甚大な被害をもたらしました。この東日本大震災を踏まえ、平成24年8月に中央防災会議は、南海トラフ巨大地震について、関東以西の30都道府県で、最悪の場合、死者が32万人を超えるという被害想定を発表しました。また、直近では、平成27年9月の記録的豪雨による茨城県鬼怒川の堤防決壊に伴い、5,000件を超える住家被害をもたらした大規模な浸水被害の発生が記憶に新しいところです。

大阪市では、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災」を基本理念に、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」を修正しました。また、平成27年2月には、大阪市・市民・事業者等の責務と役割を明確化し、防災・減災対策等の推進を図るため「大阪市防災・減災条例」が施行されました。

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最大の被害をもたらした。私たちに都市直下型地震の恐ろしさをみせつけました。

この大惨事の中、被災地では市民が協力しあい、消火活動にあたり瓦礫の中から多くの人びとを救出するなど助け合う人たちの姿がありました。

いざというとき、人は互いに助け合わなければ生きられないことを、人と人のつながりがいかに大切であるかということ、改めて思い知らされる結果となりました。

阪神・淡路大震災では、生き埋めになり救助された人の98%がこの自助と共助により助けられました。東日本大震災では大津波が迫る中、互いに声を掛け合うことにより、多くの方が高台に逃げ延びることができました。

大阪市でも、阪神・淡路大震災等を教訓に、自主防災活動の促進などの対策に取り組んできましたが、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、消防署・警察署・区役所などの公的機関のみで対処する「公助」には限界があります。

淀川区では、人口17万人の区民の安全を消防署140名・区役所280名の職員が担っています。勤務時間外の大規模災害では、職員も被災し交通機関の停止等で職員の参集が相当時間遅れるなど、職員確保が困難な事態が想定されます。

そこで、人的被害、物的被害を最小限にとどめるためには「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防災の心構えを持ち、住民の皆さんで力を合わせて「自分を守り、家族を守り、隣人を助ける自助・共助」の着実な取組が必要となります。

防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、行政による「公助」だけでなく、区民・事業者等による「自助」「共助」の取組みや、それぞれが責務

と役割を果たしていくことが不可欠です。

淀川区においても、区民の皆さんにとって「防災・減災」の取組みがより身近なものとなり、地震等に備えて平常時から準備を進め、災害時の避難行動等を迅速に行い、一層の区の防災力向上を図ることを目的として「淀川区地域防災計画」を改訂しました。

本防災計画は、「安全・安心に暮らせるまち」を築くため、区民及び事業者が自らのことは自らが守る「自助」、地域において皆さんが連携し互いに助け合う「共助」、区役所など行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」を軸に、災害時の即応体制から避難所での生活まで、区民の役割と区役所や関係機関などの役割を明確にするとともに、災害事象ごとの行動マニュアルも記載しています。

ぜひ、この「淀川区地域防災計画」をご活用いただき、日頃からの備えにより被害を最小限にする準備を一緒に進めていきましょう。

平成28年3月
大阪市淀川区長